

フォルテの届出概要について (法第 6 条第 2 項 変更)

- 1 届出者 新生信託銀行株式会社
- 2 届出日 平成 30 年 4 月 25 日
- 3 店舗の名称 フォルテ
- 4 店舗設置者 新生信託銀行株式会社
- 5 店舗所在地 柴田郡大河原町字小島 2 番地 1 外
- 6 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置 (軽微変更承認済み)
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
 - (変更前) 25 か所
 - (変更後) 29 か所
- 7 変更する年月日 平成 30 年 4 月 26 日
- 8 事務手続き等
 - ・公告年月日: 平成 30 年 5 月 9 日
 - ・縦覧期間: 公告の日から平成 30 年 9 月 10 日まで (公告の日から 4 か月)
 - ・地元説明会: (1) は軽微変更により開催不要, (2) (3) は掲示による説明 (予定)
 - ・市町村等からの意見書提出期限: 平成 30 年 9 月 10 日 (公告の日から 4 か月以内)
 - ・県の意見の通知期限: 平成 30 年 12 月 25 日 (届出から 8 か月以内)

■変更に関するもの以外の事項

- 1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
22,018 m²
- 2 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 954 台
 - (2) 駐輪場の収容台数 64 台
 - (3) 荷さばき施設の面積 616 m²
 - (4) 廃棄物保管施設の位置及び容量 261 m³
- 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 開店時刻及び閉店時刻
ヨークベニマル: 午前 9 時から午後 11 時まで
その他: 午前 9 時から午後 10 時まで
 - (2) 駐車場利用時間帯
P-1, P-2, P-3: 午前 8 時から午前 1 時 30 分まで
その他: 午前 9 時 30 分から午後 10 時まで
 - (3) 荷さばき可能時間帯
午前 6 時から午後 10 時まで

住民説明会の実施状況

※掲示により届出内容の説明を行ったため説明会は実施していない。

大河原町の意見について

| 意見内容 | 設置者の回答内容 |
|------|----------|
| なし | なし |

地元住民の意見について

| 意見内容 | 設置者の回答内容 |
|------|----------|
| なし | なし |

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

| | | |
|------------------|------------------|----|
| 届出者 | 新生信託銀行株式会社 | |
| 届出年月日 | 平成30年4月25日 | |
| 店舗名称 | フォルテ | |
| 所在地 | 柴田郡大河原町字小島2番地1 外 | |
| 市町村の意見 | あり | なし |
| 地域住民等の意見 | あり | なし |
| 県 の 意 見 案 | | |
| 交通関係 | あり | なし |
| 騒音関係 | あり | なし |
| 廃棄物関係 | あり | なし |
| その他 | — | |
| 意見案 | 県の意見はなし | |
| 附帯意見案 | なし | |